

昭和44年

あらん 市政だより

9月 15日号

毎月 1・15日発行 No.228



新鋭設備を誇る

学校給食センター 九月一日オープン



近代的な設備をもった「学校給食センター」が、九月一日から操業を開始しました。

この学校給食センターは、一部の単置校を除き、小中学校の完全給食を実施し、経費負担の軽減、管理の円滑、合理化などによって学校給食の充実を図る目的で建設されたものです。

これによって、市内二十二小中学校、約一万七千人の給食を一手にまかなわれます。

センターは、鉄骨二階建で、延一千四百五十八平方メートル、調理室、コンテナ室、事務室、管理室、ボイラ室など、いずれも最新鋭の機器を備えており、五千人の事務員、栄養士、調理員が、よい子たちによろこんで食べてもらえるように、腕をふるって献立をしております。

おとしよりを たいせつに

九月十五日は「敬老の日」です。老人は、長い年月にわたって社会の発展に力をつくしてこられたのですから、私たちが老人に敬愛の念をもち、しあわせな余生を送ることのできるように努めることは当然のことといえましょう。

昭和三十八年に老人福祉法が制定され、(1)六十五才以上の老人の健康診査をする。(2)老人クラブ運営を補助する。(3)家庭的、経済的に恵まれない老人を老人ホームなどに引き取ってお世話する。(4)老人家庭奉仕員が老人の家庭を訪問して身のまわりのお世話をすると、いろいろな福祉対策がとられておりますが、私たち社会を構成するひとりひとりが、老人に深い理解をもってそれぞれの家庭や地域社会などで老人のしあわせを高めるようにしてあげることがたいたくなっています。

ねたきり老人に

あたたかい手を

去る五月に民生委員によって、老人の実態調査を行なったところ

全市秋の清掃月間 10月1日~31日

みんなの手で 清潔なまちづくり

暑い夏も
過ぎて、こ
れからはす
がすがしい
快適な季節
です。
までを「全市秋の清掃月間」とし
て、清潔で健康な生活環境づくり
の運動を進めておりますのでご協
力ください。



国民健康保険料 第3期

納期9月16日
~30日まで

納期内に納めましょう。
納期内に納付できない方は
相談に応じます。

交通災害共済に
加入しよう
会費(年額)
申込みは市役所公害課へ

償還金額	償還する証券番号		● 償還内容
	50万円券	5万円券	
万円/枚	枚		
3,750.67	甲第 403号	乙第 481号	● 償還期日 44年9月30日
	()	80	支払場所 北海道拓殖銀行 室蘭支店
	甲第 469号	乙第 560号	

しますので、家庭奉仕員の派遣を希望される方は、地区の民生委員または市福祉事務所福祉相談係にご連絡ください。

品、雑材、不用物の整理や物置、畜舎などの清掃もしておきましょう。

○ 越冬ハエ、ねずみの発生源の除去をしよう。

十月から十二月にかけて、ねずみの住居が屋外から屋内に移動しますので、巣の除去、床下の金網取付などをしておきましょう。

○ 正しいごみの出し方を身につけましょう。

ごみ収集日を正しく守り、前日からごみを出さないようにしましょ。特に小路の出口で、ごみステーションを利用される方は、近所の迷惑にならないようになります。



あたたかいいたわりで
明るい楽しい生活を

お知らせ

第一回室蘭市交付公債(漁業補償)をつきのとおり償還いたしました。

● 償還期日
44年9月30日

● 支払場所
北海道拓殖銀行
室蘭支店

なくしよう

青少年に有害な 広告・出版物を

明るい環境を おとなの責任で

明るく健やかな青少年の成長を望むためには、すべての人々が青少年に、理解と愛情とを寄せ、有害な環境から刺激を受けやすい青少年を守るために、積極的な社会環境の浄化につとめることはおとな

の責任です。

とくに最近は、全国的に青少年をとりまく環境浄化が叫ばれ、なかでも、広告物、出版物等の影響が重視されてきました。

市青少年問題協議会でも、本年度の重点目標として、「青少年に有害な広告物、出版物の除去」を中心とした社会環境浄化対策をとりあげております。

一 映画興行等の経営者は

- 青少年に有害な絵看板掲示は自しゆくしましよう
- 18才未満の入場禁止を厳格にしましよう
- 成人向映画の広告、ポスター等は掲示の場所を考慮し

- 二 書店、出版物販売経営者は
- 陳列方法を考慮しましよう
- 有害図書、雑誌の販売を自しゆくしましよう

- 三 地域、団体、市民は

有機溶剤乱用また増加！

室蘭署の調べでは市内の乱用者は本年に入って8月末現在で88名（女16）が補導されており、昨年中の111件（女26）に比較して、増加の傾向にあります。

43年度

44年度

いつもきれいな浴場に

公衆浴場では、つきのことを守り、みんなが気持ちよく利用できるようになります。腰をかけるのは止めましょう。また、小さなお子さんが浴そうのふちに口をつけないよう注意しましょう。

- 四 浴場に、たん、つば、などを入れないように、また、浴そうの中からだを洗わないようにします。
- 五 お子さんにも、小さいときから、公衆浴場でのマナーを守るように習慣づけましょう。

窓

広報
マイホーム④

宅地の法律

法律上の制限

①宅地造成等規制法：宅地造成に伴うガケ崩れや土砂の流出を防止する目的の法律で、つきの場合に適用されます。

②住宅地造成事業に関する法律

（事業法）：○・三へクタールの切土によって高さ二メートルをこえるガケができるもの

（盛土）によって高さ一メートルをこえるガケができるもの

（合）切土と盛土を同時に行なう場合で高さ二メートルをこえるもの

（例）高さに関係なく切土または盛土をする土地の面積が五百平方メートルをこえるもの

※この法律は、個人が家を建てる場合でも規制区域内において

④～⑤にあてはまる時は、まえ

（例）
 (a) 線は旧地盤
 切土
 2 m
 30°
 1 m
 (b) 盛土
 盛土
 1 m
 30°
 切土
 2 m
 (c) 盛土
 盛土
 1 m
 30°
 切土

不健全	四七二	五三一	12%増
中央地	一六八	二四四	45%増
中島地	七二	一二七	75%増
公園	一六一	二〇二	25%増
映画館	四二	三四四	6倍
△所在地	九	九%増	△所在地
電話	四三二六	四三二六	19%増
室蘭都市計画絵鞆土地区画整理事務所を開設	二二七	二二六〇	19%増
絵鞆土地区画整理事務所を実施するため、つきのところに事務所を設けました。			
絵鞆町、祝津町の一部に土地をもっている方は、ご利用ください。			



小児マヒは恐ろしい病気

生ワクチンの 投与を受けよう

い小児マヒの流行するおそれがでてきます。生ワクの投与は、一人一人の免疫をつくるより、集団免疫をつくることが大切で、集団の八〇パーセント以上の方が免疫となつていなければなりません。

かわいい子どもさんを小児マヒから守つてあげるため、生ワクチ

ンの投与を受けてください。



●三才児一斉検診

9月24日(水)	本輪西支所	12.30~15.00
25日(木)	東支所	12.30~15.00
26日(金)	高砂出張所	12.30~15.00
10月7日(火)	室蘭保健所	12.30~15.00
8日(水)	室蘭保健所	12.30~15.00
14日(火)	祝津出張所	12.30~15.00
15日(水)	母恋出張所	12.30~15.00

*10月7・8・14・15日は都合により、母親のレントゲン撮影は中止いたします。

●乳幼児相談

10月6日(月)	職員会館	9.00~11.00
7日(火)	衛生課輪西分室	9.30~11.00
13日(月)	職員会館	9.00~11.00
14日(火)	本輪西支所	13.00~14.00
20日(月)	職員会館	9.00~11.00
21日(火)	衛生課輪西分室	9.30~11.00
27日(月)	職員会館	9.00~11.00
28日(火)	本輪西支所	13.00~14.00

●家族計画指導

10月3日(金)衛生課輪西分室10.00~15.00

●牛乳または粉乳の支給

市では、保健指導の一環として、次の世帯の母子に対し、牛乳(1日1本)または粉乳を無料で一定期間支給しますので申請してください。

<支給世帯>

- イ 生活保護世帯の妊娠婦および乳幼児
- ロ 市民税非課税世帯の妊娠婦および乳幼児
- ハ 市民税均等割のみ世帯の妊娠婦および乳幼児

小児マヒは、子どもの恐ろしい病気です。今日では、生ワクチンの投与によって、ほとんどが発生しなくなりましたが、それがあまえ生ワクの投与を受ける方が少なくなってきたことは、見のがすことができない大きな問題です。投与率が下がると、また恐ろし

い実施要領▽

◎対象者: ①昭和44年2月1日より同年6月30日までに生まれた方 ②昭和44年1月31日以前に生まれた方 ③料金: 七〇円(母子手帳を持参してください)

◎日程(各会場13時~15時)

▽9月30日 輪西市民会館

月1日 会館

▽3日 本輪西支所

▽9月30日 労働会館

▽10月1日 中島支所

▽10月2日 本輪西支所

▽10月9日 労働

請手続きをされていない方は、早めに申請してください。

①外地に昭和二十年八月十五日まで、一年以上生活の本拠地を有した方 ②外地に昭和二十年八月九日(ソ連参戦)まで、一年以上生活の本拠地を有した方 ③外地に終戦日まで引き続

以上生活の本拠地を有した方で、日本に滞在中終戦によってその生活の本拠地を有していた外地にもどれなかつた方。

④南洋群島に昭和十八年十月一日まで引き続き一年以上生活の本拠地を有した方 ⑤以上のどちらに該当される方で引揚前死亡者および引揚後死亡者の遺族の方(遺族の範囲は配偶者、子、父母、孫) 申請期限 昭和45年3月31日まで

●優良多児家庭に出産祝金贈呈

優良多児家庭に対し、知事から出産祝金が贈られます。つぎに該当される方は、市役所衛生課に申し出てください。

★昭和四十四年四月一日午前〇時以降の出生児で、同一母胎から生まれた第四子以上の出生児(ただし、第三子までが元気で生きていること)

●出産祝金贈呈

出産祝金贈呈

あたたかい贈物
(愛情銀行預託受理)
募集します

9月1日現在

(敬称略)

▼母恋南町2丁目5番9号	夫、節子(三万円)	☆募集人員若干名
▼高砂町1丁目24番9号	佐藤時男(三万円)	☆履歴書(写真添付)一通
▼高砂町1丁目24番9号	渡辺泰一(萬円)	☆年令、学歴、経験は問いません
▼母恋南町2丁目5番9号	中村武	☆待遇は委細面談
▼母恋南町2丁目5番9号	高砂老人クラブ(萬円)	希望者は市役所水道部へどうぞ
▼港北町二丁目13番1号	佐藤定雄(衣類は	あなたの第四子以上の出生児(ただし、第三子までが元気で生きていること)
▼港北町二丁目13番1号	佐藤定雄(衣類は	あなたの第四子以上の出生児(ただし、第三子までが元気で生きていること)
▼清水町老人クラブ(萬円)	本輪西町	あなたの第四子以上の出生児(ただし、第三子までが元気で生きていること)